なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑤２）アによる。
A．建物規模　１）イB．に同じ
B．建物用途　１）イC．に同じ
C．工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ウ　１）ウに同じ。
エ　１）エに同じ。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　工事監理に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記①から③の要件を満たすこと。
①　令和３・４年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
②　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
③　次に該当する建物の工事監理実績があること。航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積2,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）の工事監理実績
④　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合、下記の「分担業務分野」によるものとする。ただし、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。
「分担業務分野」
・建築分野
平成21年国土交通省告示第15号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
・構造分野
同上「構造」に係るもの
・電気設備分野
同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
・機械設備分野
同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

⑤　次に示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること
１）工事監理者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
２）各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。
３）工事監理者は、いずれかの担当業務分野の監理主任技術者を兼任することを認める。

⑥　工事監理者及び各監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　工事監理者及び各監理主任技術者は、次に示す要件を満たす者を配置できること。ただし、工事監理者は上記⑶④の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。
１）平成24年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での業務に限る。
２）平成24年４月１日以降の業務実績とは、平成24年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次の４）に示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施設の完成及び引渡しが完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
３）携わった実績については、次の４）のうち、工事監理者並びに総合監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあっては㈠の、電気設備監理主任技術者にあっては㈡の、機械設備監理主任技術者にあっては㈢の項目に該当する実績を有していること。
４）実績要件
㈠　工事監理者、総合監理主任技術者又は構造監理主任技術者　次のⓐからⓒまでのすべてを満たす工事監理業務。なお、総合監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。
ⓐ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
ⓑ　規模　延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫を除く）
ⓒ　用途　航空機格納庫又は特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）
㈡　電気設備監理主任技術者　次のⓐからⓒまでのすべてを満たす工事監理業務
ⓐ　規模　㈠ⓑに同じ
ⓑ　用途　㈠ⓒに同じ
ⓒ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備を含むもの
㈢　機械設備監理主任技術者　次のⓐからⓒまでのすべてを満たす工事監理業務
ⓐ　規模　㈠ⓑに同じ
ⓑ　用途　㈠ⓒに同じ
ⓒ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備を含むもの

⑹　回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営企業の参加資格要件　回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記①～③の要件を満たすこと。
①　令和元・２・３（平成31・32・33年度）国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
②　維持管理・運営業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
③　平成24年１月以降において、次に該当する建物等の維持管理の実績があること。
航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積2,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）の維持管理実績

⑺　給油施設の運営企業の参加資格要件　給油施設の運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、給油施設の運営業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記①～③の要件を満たすこと。
①　令和元・２・３（平成31・32・33年度）国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
②　給油施設に係る運営業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
③　平成24年１月以降において、次に該当する維持管理・運営の実績があること。
準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の維持管理・運営実績

３　入札手続等
⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係　南　雅喜　電話03―3591―6361内線2830
⑵　入札説明書等の交付方法　要求水準書等（入札説明書を含む）は、当庁のホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。
http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html/
なお、仕様書の詳細については以下へ問い合わせること。
〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁装備技術部施設補給課専門官　大坪　崇志　電話03―3591―6361　内線4204
⑶　紙入札による競争参加のために必要な証明書等の提出期限及び提出場所
イ　期限　令和４年３月15日12時00分
ロ　場所　上記３⑴に同じ